

令和4年度 第3回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

＜管理者＞令和5年2月6日に招集予定の議会定例会に提出を予定している案件についてご審議をいただきたい。また、鳥インフルエンザに係る鶏焼却処分、可燃物処理施設建設工事の進捗状況、消防庁舎整備事業の進捗状況についても事務局より報告をさせていただく。

【3】議事

[1] 議会定例会（令和5年2月6日招集予定）提出議案

1 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）

＜議案第1号＞（案）

＜事務局＞令和4年度一般会計補正予算案について、15,974千円の増額補正を計上させていただいている。歳出補正額の主な内容は、鳥インフルエンザ焼却処分業務委託費12,830千円の増、給与改定・早期退職等に伴う職員給与費42,952千円の増、智頭・用瀬・若桜出張所新築工事等関連経費39,156千円の減である。歳入補正額の主な内容は、市町負担金132,511千円の減、再生資源有価物売払収入55,886千円の増、退職手当金積立基金繰入金20,080千円の増、前年度繰越金65,109千円の増、鳥取県から受け入れる鳥インフルエンザ焼却処分業務委託料12,830千円の増、組合債19,800千円の減である。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

2 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算（第1号）＜議案第2号＞（案）

＜事務局＞令和4年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算案について、426千円の増額補正を計上させていただいている。歳出補正額の主な内容は、因幡ふるさと振興基金積立金426千円の増である。歳入補正額の主な内容は、因幡ふるさと振興基金運用利子156千円の増である。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

3 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算＜議案第3号＞（案）

＜事務局＞令和5年度一般会計予算案については、歳入歳出予算額5,373,128千円で、対前

年度比 2,280,872 千円、29.8%の減である。リンピアいなばについて、発電用ボイラからの水漏れの修繕が完了し、令和5年4月から本稼働の予定である。これにより、可燃物処理施設整備事業は、建設から管理運営に移行することとなる。このことにより、令和5年度の予算総額は、前年度比 29.8%の減となった。

また、消防庁舎については、消防庁舎整備基本方針に基づき、計画的に整備を進めており、令和4年度末までに5施設の新築が完了した。引き続き事業を進めていくとともに、その他の現有施設についても、経年劣化に伴う修繕等を適切に行う方針で予算編成を行っている。

特記事項としては、事務局本庁舎・分庁舎外壁他改修工事 42,726 千円、因幡霊場大規模改修事業 11,061 千円、因幡浄苑処理槽防食修繕 78,950 千円、可燃物処理施設運営管理事業 807,176 千円、消防庁舎新築・改築事業 256,319 千円、消防ポンプ自動車・高規格救急自動車更新事業 111,390 千円、高機能消防指令センター整備事業 14,421 千円である。

<副管理者> 障害者総合支援審査費の職員給与費の減について、審査会の回数が26回から24回に減少している理由と、環境クリーンセンター管理費の環境クリーンセンター管理運営業務委託料の人件費が増となった理由は何か。

<事務局> 審査会の回数の減については、審査会は金曜日の隔週での開催となっていて、年間を通して、曜日の関係で回数が減っていることによるものである。環境クリーンセンター管理費運営業務委託料の人件費の増については、委託先の鳥取県東部環境管理公社の職員の給与の改定の増によるものである。

<副管理者> 人件費に関連して、全体での職員の増減はどうなっているか。

<事務局> 一般職は、令和4年度が350名に対して令和5年度は1名増の351名、会計年度任用職員は、令和4年度が7名に対して、令和5年度が2名増の9名である。

<管理者> この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

<副管理者> [了承]

4 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算

《議案第4号》(案)

<事務局> 令和5年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算案については、歳入歳出予算額 2,254 千円で、前年度と同額である。歳出の主なものは、地域連携DMO麒麟のまち観光局への補助 2,244 千円である。

<管理者> この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

<副管理者> [了承]

5 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について《議案第5号》(案)

<事務局> 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と個人情報保護に関する法律の不開示情報の整合を

図ることを目的とした一部改正である。改正の内容としては、法律と条例との整合を図るため、情報公開条例における不開示情報について整備したものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

6 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について

《議案第6号》（案）

< 事務局 > 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正は、個人情報の保護に関する法律の施行について必要な事項を定めることを目的とした全部改正である。改正の内容としては、条例における定義、開示決定等の期限及び期限の特例、開示請求に係る費用負担及び手数料等について定めている。

条例における定義については、この条例における「組合の機関」を管理者、監査委員及び消防長とし、組合の議会を適用除外としている。

開示決定等の期限については、現行条例と同じく、開示請求があった日から15日以内としている。

開示請求に係る費用負担及び手数料については、新しい法律では手数料を条例で定めることができるとしており、現行条例と同じく手数料は無料としている。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

7 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

《議案第7号》（案）

< 事務局 > 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正に伴う一部改正である。改正の内容としては、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務についての整理である。新しい法律では、審査会への諮問事項として、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項」に限定しており、これにより、現行条例における所掌事務である「個人情報の取得に関する事項」、「保有個人情報の目的外利用等に関する事項」、「電子計算機等の結合に関する事項」については、審査会への諮問を要件とする条例を定めてはいけないこととなったため条例の規定から削除した。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

8 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について《議案第8号》（案）

＜事務局＞鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についての一部改正等条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関して所要の整備を行うことを目的とした改正である。改正の内容としては、(1)職員の定年等に関する条例、(2)職員の服務等に関する条例、(3)職員の福祉制度に関する条例、(4)職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、(5)人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正と、職員の再任用に関する条例の廃止である。

(1)の職員の定年等に関する条例については、鳥取市の条例の準用となっており、職員の定年引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入、管理監督職勤務上限年齢制の導入、管理監督職勤務上限年齢制の特例を規定した内容となっている。その他の条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正による職員の定義の改正等の整理となっている。職員の再任用に関する条例については廃止となる。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

9 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について《議案第9号》（案）

＜事務局＞議案第9号案は、監査委員2名のうち組合議会から選任される監査委員について、議会の同意をいただくとするものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

[2] その他

＜報告事項＞

1 鳥インフルエンザに係る鶏焼却処分について

＜事務局＞令和4年12月1日に鳥取市内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生し、殺処分された約11万羽の鶏を鳥取県の要請により神谷清掃工場で焼却処分した。鶏の焼却処分期間は、令和4年12月1日から12月14日までの2週間で、鶏の搬入量は、約206トンであった。経過としては、11月30日に鳥取市内の養鶏場で鳥インフルエンザの疑いが発生したとの一報が入り、同日の夜、神谷清掃工場がある鳥取市東郷地区において住民説明会を鳥取市と合同で開催した。翌日、鳥インフルエンザと確定し、鳥取県が鶏の殺処分を開始した。同時に、焼却処分をするために神谷清掃工場へ持ち込みし、順次、焼却をしたものである。殺処分については、12月3日に終了し、12月14日に焼却処分が完了した。

2 可燃物処理施設建設工事の進捗状況について

＜事務局＞リンピアいなばの状況について、発電用ボイラ水漏れに係る修繕工事は、予定通り令和4年12月末で完了した。1月4日から可燃ごみの全量受入れを再開し、3月末まで試運転を行い、4月1日日本稼働の予定である。スケジュールについては、神谷清掃工場は12月31日をもってごみの受け入れを停止、その後、1月1日に焼却処理を完了し、1月2日から3月31日まで待機状態である。リンピアいなばについては、12月31日で修繕工事が完了したので、1月4日からごみの受け入れを再開、3月31日まで試運転を行い、4月1日供用開始という予定である。

3 消防庁舎整備事業の進捗状況について

＜事務局＞八頭消防署智頭出張所について、新庁舎は令和4年2月に完成し、順調に運用している。今年度は旧庁舎の解体を実施しており、今年度末に完了する予定である。八頭消防署用瀬出張所について、新庁舎は令和4年9月末に完成し、指令設備の移設を12月8日に完了、同日から運用開始しており、順調に運用している。現在、旧庁舎の解体設計を進めており、令和5年度は旧庁舎の解体等を行う。八頭消防署若桜出張所について、基本設計・地質調査が完了し、実施・解体設計が3月に完了予定である。令和5年度は、若桜町による造成工事の進捗を見ながら、建設工事に着手する予定である。気高消防署について、消防用地を浜村鹿野温泉インターチェンジ付近で鳥取市と協議中だが、消防用地が確保できていないので、令和5年度に関連予算を計上していない。令和6年度に設計業務に着手できるよう、進めていく。また、ヘリ離着陸場と緊急消防援助隊・新型コロナウイルス感染症対策備蓄品等の保管庫を併設できないか考えている。鳥取消防署吉方出張所・国府分遣所について、現敷地内での建替えは不可能であり、移転をする必要があることから、移転候補地について用地を準備していただく鳥取市と協議を行っているところである。

【4】その他

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

【5】閉 会